

## 残留農薬検査 試料採取量

環境省告示第75号（平成8年10月29日）

### ア 米

1 kgを収穫時に採取し、玄米としたものを検体とする。

### イ 麦・雑穀

次の表の第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量をその農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

第1欄		第2欄	第3欄
小麦		玄麦	1 k g
小麦以外の 麦・雑穀	大麦及びそば	脱穀した種子	1 k g
	ライ麦	玄麦	1 k g
	とうもろこし（未成熟とうもろこしを含む。）	外皮、ひげ及びしんを除いた種子	1 k g
	上記以外の麦・雑穀	脱穀した種子	1 k g

### ウ 果実

第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量（同欄に掲げる量に達するに要する個数が5個未満の農作物等にあつては、それぞれ大きさがそろった5個）をその農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

第1欄		第2欄	第3欄
みかん		外果皮を除去したもの	2 k g
みかん以外の かんきつ類	あまなつ、いよかん、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） かぼす、グレープフルーツ、すだち、なつみかん、はっさく、ゆず、ライム及びレモン	果実全体	2 k g
	なつみかんの果肉	中果皮を含む	1 k g
	なつみかんの外果皮	へたを除去したもの	1 k g
	上記以外のかんきつ類	果実全体	2 k g



第一大粒果実類	もも	果皮及び種子を除去したもの	2 k g
	びわ	果梗、果皮及び種子を除去したもの	1 k g
	キウイー	果皮を除去したもの	1 k g
	すいか、まくわうり及びメロン類	果皮を除去したもの	5 k g
第二大粒果実類	ネクタリン	果梗及び種子を除去したもの	2 k g
	西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご	花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの	2 k g
	パイナップル	冠芽を除去したもの	5 k g
	バナナ	果柄部を除去したもの	2 k g
	かき	へた及び種子を除去したもの	2 k g
	上記以外の第二大粒果実類	可食部	2 k g
小粒果実類	あんず(アプリコットを含む。)うめ、おうとう(チェリーを含む。)及びすもも(プルーンを含む。)	果梗及び種子を除去したもの	1 k g
	いちご及びきいちご類(ブラックベリー及びラズベリーを含む。)	へたを除去したもの	1 k g
	ぶどう	果梗を除去したもの	1 k g
	上記以外の小粒果実類	可食部	1 k g
オイルシード	ごまの種子、なたね、ひまわりの種子、べにばなの種子及び綿実	種子	1 k g
	上記以外のオイルシード	種子	1 k g
ナッツ類	ぎんなん、くり及びくるみ	外果皮を除去したもの	1 k g
	上記以外のナッツ類	外果皮を除去したもの	1 k g

## エ 野菜

第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量(同欄に掲げる量に達するに要する個数が5個未満の農作物等にあつては、それぞれ大きさがそろった5個)をその農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

第1欄		第2欄	第3欄
第一果菜類	おくら、ししとう、とうがらし及びピーマン	へたを除去したもの	1 k g
第二果菜類	かぼちゃ、きゅうり、しろうり、とうがん、にがうり及びゆうが お	つるを除去したもの	2 k g
	トマト及びなす	へたを除去したもの	2 k g
	上記以外の第二果菜類	可食部	2 k g
さや付未成熟豆類	えだまめ、未成熟いんげん及び未成熟えんどう	花梗を除去したもの	1 k g
	上記以外のさや付未成熟豆類	可食部	1 k g
第一葉菜類	キャベツ(芽キャベツを除く。)及びはくさい	外側変質葉及びしんを除去したもの	5 k g
第二葉菜類	かぶ類の葉、クレソン、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉及び芽キャベツ	変質葉を除去したもの	1 k g
	カリフラワー及びブロッコリー	葉を除去したもの	2 k g
	からしな、きょうな、たかな及びのざわな	根及び変質葉を除去したもの	5 k g
	こまつな、しゅんぎく、セロリ、チンゲンサイ、パセリ及びみつば	根及び変質葉を除去したもの	1 k g
	レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	外側変質葉及びしんを除去したもの	5 k g
	アスパラガス	茎	1 k g
	ねぎ(リーキを含む。)及びわけぎ	外皮及びひげ根を除去したもの	1 k g

	ほうれんそう	赤色根部を含み、ひげ根及び変質葉を除去したもの	1 k g
	上記以外の第二葉菜類	可食部	1 k g
根・茎類	かぶ類の根及びだいこん類（ラディッシュを含む。）の根	泥を水で軽く洗い落としたもの	5 k g
	西洋わさび	泥を水で軽く洗い落とした根	1 k g
	ごぼう	葉部を除去し、泥を水で軽く洗い落とし、細切した後、肉挽き器を用いて擦り砕いたもの	2 k g
	にんじん、れんこん及びくわい	泥を水で軽く洗い落としたもの	2 k g
	しょうが	葉を除去し、泥を水で軽く洗い落としたもの	1 k g
	たけのこ	外皮を除去したもの	2 k g
	上記以外の根・茎類	可食部	1 k g
鱗茎類	たまねぎ	外皮及びひげ根を除去したもの	2 k g
	食用ゆりの根、にんにく及びらっきょう	外皮及びひげ根を除去したもの	1 k g
	上記以外の鱗茎類	可食部	1 k g
きのこ類	えのきたけ、しいたけ、なめこ、ひらたけ、まいたけ及びマッシュルーム	可食部	1 k g
	上記以外のきのこ類	可食部	1 k g

### オ いも類

第1欄に掲げる農作物等の種類に応じ、それぞれ、第3欄に掲げる量（同欄に掲げる量に達するに要する個数が5個未満の農作物等にあつては、それぞれ大きさがそろった5個）をその農作物等の収穫時に採取し、第2欄に掲げるものを検体とする。

第1欄	第2欄	第3欄
かんしょ、こんにゃくいも、さといも類（やつがしらを含む。）ばれいしょ及びやまいも	泥を水で軽く洗い落としたもの	2 k g
上記以外のいも類	泥を水で軽く洗い落としたもの	2 k g



## カ 豆類

第1欄		第2欄	第3欄
大豆		豆	1 k g
大豆以外の豆類	えんどう、小豆類(いんげん、ささげを含む。)及びそら豆(未成熟そら豆を含む。)	豆	1 k g
	らっかせい	殻を除去したもの	1 k g
	上記以外の豆類	豆	1 k g

## キ てんさい

大きさがそろい、かつ、その合計量が5 k gに達するもの5個を収穫時に採取し、泥を水で軽く洗い落としたものを検体とする。

## ク さとうきび

5 k gを収穫時に採取し、皮を除去したものを検体とする。

## ケ 茶

収穫時に採取し、茶としたもの500 gを検体とする。

## コ ホップ

収穫時に採取し、乾花としたもの500 gを検体とする。